

## 監査法人退職者向け手引

本手引は監査法人退職者が見落としがちな情報をピックアップしてまとめたものです。  
詳細については当協会の各種ウェブページや会則、規則等をご参照ください。  
少しでも皆様のお役に立つものとしてご利用いただければ幸いです。

### ◆目次◆

1. 日本公認会計士協会への登録事項等の変更について  
    ※ 日本公認会計士協会付与のメールアドレスについて
2. 日本公認会計士協会への会費納入について
3. CPDについて
4. 日本公認会計士協会の部会、ネットワーク等について
5. 地域会について
6. JICPA Career Navi について
7. 公認会計士協同組合について
8. 退職後の年金について
9. 登録抹消を考えておられる方へ

## 1. 日本公認会計士協会への登録事項等の変更について

- ・ 事務所又は自宅等の会員登録名簿記載事項が変更になった場合は、速やかに変更の登録を申請してください。申請をせず、かつ、催告を受けてなおこれらの申請を行わないときは、会則違反（会則第 67 条第 1 項第 7 号及び第 8 号）で処分の対象になりますのでご注意ください。
- ・ なお、組織内会計士<sup>※1</sup>等に該当する方<sup>※2</sup>につきましては令和 5 年 4 月以降、法改正により常勤・非常勤を問わず、**勤務先が登録事項となりました**。登録を失念した場合、他の登録事項と同様**処分の対象となります**ので充分ご注意ください。
- ・ また登録事項のほか、学歴、公認会計士以外の資格、海外在留歴等の事項を当協会に届け出る必要があります。

<sup>※1</sup> 会員及び準会員のうち、会社その他の法人（会社法上の会社に限らず、非営利法人（学校法人、医療法人、財団法人等）、弁護士法人等を含む。ただし監査法人、税理士法人及びネットワークファームに該当する法人を除く）、又は行政機関に雇用され、又はその業務に従事している者（役員（社外役員を除く）に就任している者を含む）をいいます。

<sup>※2</sup> 従来、会員登録名簿等の届出の対象となる勤務先は、金融商品取引所の上場会社に限定しておりましたが、これを全ての会社等（個人事務所等を含む）に、また、従事形態についても常勤のみから非常勤を含むものに変更いたしました。また、組織内会計士から除かれる「税理士法人に雇用され、又は従事している者」や、「株式会社の社外取締役及び社外監査役」も含まれます。

### ▼登録情報の確認・変更はこちら（会員マイページ※3）

[https://www.hp.jicpa.or.jp/portal/private/index\\_open.jsp?mode=new](https://www.hp.jicpa.or.jp/portal/private/index_open.jsp?mode=new)



<sup>※3</sup> 会員ログインのためのユーザーID、パスワードを忘れた方へ

- ユーザーIDは、登録番号（研修カードの登録番号と同じ）です。
  - パスワードは、ウェブサイト上からご自身で再発行可能です。
- ・ 監査法人所属時に、協会付与メールアドレスの転送先に監査法人のメールアドレスを登録している場合、退職すると当該メールアドレスが使えなくなりますので、転送メールアドレスの変更を忘れずに行ってください。詳細は、後述の「※日本公認会計士協会付与のメールアドレスについて」をご参照ください。

### ※日本公認会計士協会付与のメールアドレスについて

- ・ 会員、準会員の方には、当協会からメールアドレスが付与されています。
  - 協会付与メールの設定は、会員マイページの「各種設定」より行うことができます。
  - メールアカウント（「@」から左の部分）について、自由に変更できます。
  - ご自身のメールアドレスへ転送設定することにより、協会付与メールアドレス宛のメールを受信することが可能となります。
  - outlook等のメールソフトで設定していただくことにより、当該メールソフトでの送受信も可能です。
  - 会員マイページの「メール受信設定の変更」から、当協会が配信する各種メールの受信設定をすることができます。

- ・ 当協会からのメール連絡は、通常、協会付与メールアドレス宛に送付しますので、転送設定等が未了の場合、当協会からのメールによる連絡が届かなくなりますのでご注意ください（研修案内のメールや、会員マイページ「メール受信設定の変更」で希望した各種メールも届きません。）。

## 2. 日本公認会計士協会への会費納入について

- ・ 監査法人所属時には、法人が会費の支払手続を行うケースが多く忘れてしまいがちですが、退職されると**ご自身で支払手続**を行っていただくことになります。会費の請求書が届きましたら速やかにお支払いください。会費滞納は会則違反（会則第197条）で処分の対象になりますのでご注意ください。
- ・ 会費は普通会費月額6,000円（準会員1,500円）＋地域会費（東京会の場合は月額3,500円（準会員600円））ですが、地域会によって異なります。）となります。
- ・ 会費の納付状況や自動引落手続については、会員マイページをご確認ください。
- ・ 一般事業会社に勤務する等により「公認会計士としての業務<sup>※4</sup>」を行わない会員や、その他一定の事由に該当する会員については、会費の減額の申請ができます（**登記される役員等は2023年4月以降減額適用なし**）。申請を行う場合には減額の対象に当てはまるか否かを今一度ご確認ください。申請書等の必要書類を、協会会員管理グループ宛にご提出ください。協会ウェブサイトの会員マイページから**WEB申請も可能**です。

<sup>※4</sup> 公認会計士法第2条で規定する業務のほか、公認会計士となる資格を持って登録できる他の職業的専門家（税理士等）としての業務を含みます（所属企業等に対し内部監査業務や税務業務を提供することは、これに該当しません）。

- ・ WEB申請では、会費の減額又は免除とCPD必要単位数の軽減又は免除を同時に申請することができます。この場合、書類の郵送は不要です。
- ・ 会費の減額又は免除と、CPD必要単位数の軽減又は免除は、毎年申請が必要です。
- ・ 会費の減額又は免除と、CPD必要単位数の軽減又は免除の申請は、特段の事業がない限り、**各事業年度の8月末までが提出期限（当日消印有効）**となっています。（9月からは、申請月の前月の1日以降を期間開始日とする申請のみ可能です。）
- ・ **2022年7月の公認会計士協会会則変更により、会費免除・軽減措置が段階的廃止**となっています。**組織内会計士も2028年4月以降、減額制度は廃止予定**となっています。

▼会費免除・減額の申請等はこちら

[普通会費関係 | 日本公認会計士協会 \(jicpa.or.jp\)](https://www.jicpa.or.jp)



### 3. CPDについて

- ・ 監査法人所属時には、法人によりCPDの必須単位数・単位種別を考慮した研修が提供されるケースが多いため、法人の研修を満たしていれば基本的にはCPDの義務達成ができています。しかし、法人退職後は**ご自身でCPDの履修状況を管理し、必要単位数を取得**する必要があります。CPD義務不履行は会則違反（会則第128条）で処分の対象になりますのでご注意ください。

#### 3-1. 免除・軽減制度について

- ・ CPD制度には、以下のような事由により1事業年度を通じて又は1事業年度のうち相当の期間、公認会計士としての業務を行わない又は行わないと見込まれる場合、必要単位数の免除・軽減の措置があります。
- ・ 2023年度のCPD制度変更により、2023年4月以降、一般事業会社や国等に勤務する**組織内会計士は公認会計士の名称使用の有無にかかわらず免除不可（軽減のみ）**となっています。**登記される会社役員等においては軽減もなくなっています。**
- ・ 申請は、必要書類を、協会CPD協議会宛にご提出ください。協会ウェブサイトの会員マイページから**WEB申請も可能**です。
- ・ WEB申請では、会費の減額又は免除とCPD必要単位数の軽減又は免除を同時に申請することができます。この場合、書類の郵送は不要です。
- ・ CPD必要単位数の軽減又は免除も、会費と同様、**毎年申請が必要**です。
- ・ CPD必要単位数の軽減又は免除の申請も、会費と同様、特段の事業がない限り、各事業年度の**8月末までが提出期限（当日消印有効）**となっています。（9月から翌年2月までは、申請月の1日以降を期間開始日とする申請のみ可能です。）

#### 3-2. 単位取得方法について

- ・ CPD単位を取得するには以下の方法があります。履修単位数は、集合研修の場合は原則として1時間1単位ですが、当協会の委員会等への出席（1回の出席ごとに1単位、年間上限10単位）、専門図書等による自己学習（2時間で1単位）等、履修方法により単位数の計算が異なります。なお、当協会主催の集合研修やeラーニング等以外につきましては、履修単位の自己申告が必要となりますのでご注意ください。
  - 当協会（本部・地域会等）主催の集合研修への出席
  - CPD ONLINEのeラーニング/CD-ROMによる学習
  - 他団体（税理士会等）主催の集合研修への出席
  - CPD指定記事や専門図書等による自己学習
  - 当協会の委員会等や、当協会以外の委員会等への出席
  - 研修会等の講師や、図書・雑誌・論文等の執筆

▼履修状況の確認、履修申告、eラーニングの利用、必要単位数免除・軽減制度の詳細等は**こちら**

CPD ONLINE [CPD Online \(jicpa.or.jp\)](http://jicpa.or.jp)



#### 4. 日本公認会計士協会の部会、ネットワーク等について

- ・ 監査法人退職後の進路は様々かと思われませんが、当協会には、下記のようなサポート体制がありますので、進路に応じてご利用ください。

##### ➤ 組織内会計士ネットワーク

組織内会計士の方は正会員、正会員以外で組織内会計士の業務・活動に関心のある方は賛助会員として登録することができるネットワークです。

組織内会計士ネットワーク会員の方には、メールマガジン配信により組織内会計士向けの研修会やイベントをご案内しております。

##### ▼組織内会計士ネットワークの詳細はこちら

<https://jicpa.or.jp/business/paib/network.html>



##### ➤ 公認会計士社外役員ネットワーク

社外役員会計士<sup>\*6</sup>又は社外役員会計士であった方は正会員、正会員以外で社外役員の職務に関心がある方は賛助会員として登録することができるネットワークです。

<sup>\*6</sup> 会員及び準会員のうち、株式会社の社外取締役及び社外監査役並びに投資法人の監督役員に就任している者

公認会計士社外役員ネットワーク会員の方には、メールマガジンの配信により社外役員会計士向けの研修会やイベントをご案内しております。

また、社外役員に公認会計士の登用を検討している企業に対し、候補者となる公認会計士を紹介する「社外役員候補者紹介システム」を運用しておりますので、社外役員への就任をご検討されている方は是非ご登録ください。

##### ▼公認会計士社外役員ネットワークの詳細はこちら

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/exclusive/introduction/](https://jicpa.or.jp/specialized_field/exclusive/introduction/)

(注) 会員マイページのID・パスワードが必要になります。



##### ➤ 税務業務部会

会員及び1号準会員のうち、税理士登録を受けた方を部会員とし、将来税理士登録を予定している方又は税務業務に関する資料若しくは情報の提供を受けようとする方は賛助部会員となることのできる部会です。

税務業務部会会員の方には、税務業務に関する資料又は情報の提供や、税務に関する研修会や租税相談などのサービスの提供をしております。

##### ▼税務業務部会の詳細はこちら

[https://www.hp.jicpa.or.jp/app\\_portal/action/initZeimuBukaiMain](https://www.hp.jicpa.or.jp/app_portal/action/initZeimuBukaiMain)

(注) 会員マイページのID・パスワードが必要になります。



➤ 公会計協議会（地方公共団体会計・監査部会、非営利組織会計・監査部会）

公会計関連業務に関する研修受講機会の提供、資料提供及びメールマガジンの発行、所属する会員等に関する情報の公表等を実施しています。

公会計協議会には以下の二つの部会があり、組織内会計士や監査法人等所属等の属性にかかわらず、会員又は準会員であれば、申請により部会員又は賛助部会員となることができます。

- ・ 地方公共団体会計・監査部会
- ・ 非営利組織会計・監査部会（医療法人・社会福祉法人等の会計・監査関連）

▼公会計協議会の詳細はこちら

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/cpsa/](https://jicpa.or.jp/specialized_field/cpsa/)



➤ 女性会計士活躍促進協議会

女性会計士がその個性と能力を十分に発揮することができるよう、女性会計士の活躍促進に資する研修会の実施や、就業・復職支援等の施策を実施しております。なお、入会等の手続はございません。活動の詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。

▼女性会計士活躍促進協議会の詳細はこちら

[https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa\\_women/about/](https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/about/)



➤ 準会員会

準会員会とは、会計士補と公認会計士試験合格者(併せて準会員)で構成される若手組織です。講演会・勉強会や交流会などの準会員向けイベントをはじめとして、準会員の資質の向上並びに準会員同士の交流を主な目的とし、北は北海道、南は九州まで全国で多岐な活動をしております。

▼準会員会の詳細はこちら

<https://www.jija.jicpa.or.jp/>



## 5. 地域会について

- ・ 当協会の支部として、全国に16の地域会※7があり、会員及び準会員は主たる事務所を管轄区域とする地域会に所属することとなっています。

※7 北海道会、東北会、埼玉会、千葉会、東京会、神奈川県会、東海会、北陸会、京滋会、近畿会、兵庫会、中国会、四国会、北部九州会、南九州会、沖縄会

- ・ 地域会では、その地域会に所属する会員及び準会員を主たる対象として、研修会や交流会等を行っております。

▼各地域会の活動や連絡先等の詳細についてはこちら

[https://jicpa.or.jp/about/contact\\_address/local/](https://jicpa.or.jp/about/contact_address/local/)



## 6. JICPA Career Navi について

- ・ JICPA Career Navi は、日本公認会計士協会無料職業紹介所（キャリアセンター）が運営する公認会計士及び公認会計士試験合格者のための求人情報サイトです。
- ・ 当サイトでは、当協会に寄せられた企業や監査法人、官公庁等からの求人情報の提供や、求職者情報とのマッチングサービス等を提供しております。

▼求人情報の確認や求職登録の方法等の詳細はこちら

JICPA Career Navi <https://career.jicpa.or.jp/>



## 7. 公認会計士協同組合について

- ・ 加入者の特典
  - 会計、監査、税務、経営などの専門図書は 15%割引、日本公認会計士協会出版局から出版された書籍は 22%割引で、ウェブサイト等から購入できます。
  - 住宅・不動産購入やリフォーム、クルマ、その他物品購入等について、会員割引があります。
  - 優遇金利による融資斡旋や、CPA のための生命保険・損害保険も取り扱っています。
  - クレジットカードや百貨店カードの入会を取り扱っており、また、特別な割引等も受けることができます。
- ・ 出資金について
  - 協同組合に加入するための出資金は 1 口 10,000 円で、年会費等はありません。また、協同組合を脱退するときには、出資金は返金されます。
  - 組合員向けの図書クーポン券等を随時発行しています。
  - 加入申込みは当組合ウェブサイトから簡単にできます。

▼公認会計士協同組合の詳細はこちら

公認会計士協同組合 <https://cpacos.or.jp/>



## 8. 退職後の年金について

- ・ 監査法人を退職し、その後独立した場合や再就職しなかった場合には、ご自身で年金に関する手続きを行っていただく必要があります。なお他の監査法人や企業等に就職した場合には、当該企業等の指示に従いお手続きください。

### 8-1. 国民年金について

- ・ 監査法人を退職し、その後独立した場合や再就職しなかった場合、国民年金への加入手続きが必要となります。
- ・ 配偶者が厚生年金に加入しておりその被扶養者となる場合には、配偶者の勤務する事業所を通じて第3号被保険者へ、それ以外の場合には住所地の市区役所又は町村役場で第1号被保険者への加入手続きを行ってください。
- ・ 第1号被保険者については、2年間でモトが取れる付加保険料制度もございます。

#### ▼国民年金についての詳細についてはこちら

日本年金機構（国民年金）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/index.html>



### 8-2. 国民年金基金について

- ・ 監査法人を退職し、その後独立した場合や再就職しなかった場合、厚生年金への加入ができないため、在職し続ける場合や再就職をする場合と比べ、将来受け取る年金の額が少なくなります。その差を補うのが国民年金基金です。
- ・ ポイントは、①終身年金で、②税制上の優遇があり、③自由なプラン設計が可能という点です。
- ・ 国民年金基金には、国民年金の第1号被保険者のみが加入できます。
- ・ iDeCo との併用については、一定の制限がありますのでご注意ください。

#### ▼国民年金基金についての詳細はこちら

全国国民年金基金<sup>※8</sup> <https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>



<sup>※8</sup> 2019年4月1日より、「公認会計士国民年金基金」は「全国国民年金基金」に合併されました。これに伴い、今後国民年金基金にご加入を希望される方の紹介受付業務は「公認会計士協同組合」が行うことになりました。お申込み、お問い合わせにつきましては、公認会計士協同組合ホームページの「お問い合わせ」(<https://cpacos.or.jp/contact/index.html>)よりお願いいたします。



## 9. 登録抹消を考えている方へ

- ・ 会員に占める組織内会計士の比率はどんどん高まっています！  
意外に思われる方も多いと思いますが、監査法人所属会員や独立開業した会員が大多数を占めていたイメージも今は昔、組織内会計士会員の比率は一貫して高まり続けており、近い将来には過半数を占めるとも言われています。勤務先登録制度も既に始まっており、企業等所属会員向けのきめ細やかな情報提供や施策展開が今後益々進捗していきますので、有益な情報や自己成長の機会を逃さないためにも、まずは登録の継続をお考え頂ければ幸いです。
- ・ 会費が負担だと思われている方へ
  - 公認会計士としての業務を行わない場合等、一定の条件を満たす場合には会費の減免措置があり、監査法人勤務者以外の方の多くはこれに該当します（登記される役員の方等は除外されます。）。詳細は、前述の「2. 日本公認会計士協会への会費納入について」をご参照ください。なお、本措置は2028年3月末をもって廃止されます。
  - 企業等に転職される場合、転職時に会費補助を条件として伝えておけば企業等から払ってもらえるケースも多く、それ以外の場合でも、研修の有用性や人脈形成が会社にとっても役立つという理由から、勤務先に会費を負担してもらえるケースがあります。また会費を超える資格手当が支給される企業等もございますので、転職先の人事部等にご確認ください。
- ・ CPD制度が負担だと思われている方へ  
公認会計士としての業務を行わない場合等、一定の条件を満たす場合にはCPDの軽減措置があり、監査法人勤務者以外の方の多くはこれに該当します（企業等の役員の方等は除外されます。）。詳細は、前述の「3. CPDについて」をご参照ください。
- ・ 登録抹消の結論にいたった方へ  
組織内会計士や女性会計士の増加、非営利法人における法定監査の拡大等、公認会計士の活躍のフィールドはますます拡大しています。これに伴い当協会の活動内容や会員構成、収入構成等も変化し続けており、各種制度の見直し等が継続的に行われています。このような制度改正の際に当該情報を受け取ることができるよう、連絡先を登録しませんか。  
担当事務局 ([paib@sec.jicpa.or.jp](mailto:paib@sec.jicpa.or.jp))宛てに、件名を「制度変更時等、連絡希望」として、氏名、連絡先メールアドレス、登録抹消時の会員登録番号を併記の上、ご連絡ください。

以 上